

新規就農者の受入れの促進により農地の有効利用を図るため、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積を下記により定める。

記

区 域	下限面積
北区、東区及び手稲区	40 a
上記以外の区	30 a

この下限面積は、令和3年9月4日から施行する。